

社会労働委員会議録 第三十号

昭和三十三年三月三十一日(月曜日)
午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君
理事植村 武一君 理事大坪 保雄君
理事田中 正巳君 理事野澤 清人君
理事八田 貞義君 理事滝井 義高君
理事八木 一男君

逢澤 寛君 有馬 英治君
大倉 三郎君 大橋 武夫君
小島 徹三君 小林 郁君
田子 一民君 藤本 捨助君
古川 丈吉君 山下 春江君
井堀 繁雄君 多賀谷眞稔君
中原 健次君 山花 秀雄君

出席國務大臣 石田 博英君
出席政府委員 労働政務次官 二階堂 進君
労働事務官 澁谷 直藏君
(大臣官房長) 光君
労働事務官 龜井 光君
(労働局長)

委員外の出席者 専門員 川井 章知君

三月二十九日

委員多賀谷眞稔君辭任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の名で委員に選任された。

同月三十一日

委員小川半次君、加藤常太郎君、松村謙三君、上林與市郎君及び辻原弘市君辭任につき、その補欠として、大倉三郎君、有馬英治君、逢澤寛君、多賀谷眞稔君及び中原健次君が

議長の指名で委員に選任された。

同日
委員逢澤寛君、有馬英治君及び大倉三郎君辭任につき、その補欠として、松村謙三君、加藤常太郎君及び小川半次君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日
社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)
同日
医療保障制度確立に関する請願(小泉純也君紹介)(第二三八六号)
同外一件(野田武夫君紹介)(第二五三一号)

結核治療費の全額国庫負担制度確立に関する請願外一件(栗原俊夫君紹介)(第二三八七号)
同(山花秀雄君紹介)(第二五〇一号)
国立病院等の医師、看護婦増員に関する請願(長谷川四郎君紹介)(第二三八八号)
同(武藤運十郎君紹介)(第二三八九号)

同(石野久男君紹介)(第二五二三号)
国立療養所の統合、廃止反対に関する請願(長谷川四郎君紹介)(第二三九〇号)
民間電気治療営業禁止反対に関する請願外五件(楠美省吾君紹介)(第二四六九号)
同外十一件(河野密君紹介)(第二四七〇号)

同外三件(佐竹新市君紹介)(第二四七一号)
同外五件(野田武夫君紹介)(第二四七二号)
同外四件(古川丈吉君紹介)(第二四七三号)
同外七件(福田昌子君紹介)(第二四七四号)
同外二十四件(眞鍋儀十君紹介)(第二四七五号)
同外四件(水谷長三郎君紹介)(第二四七六号)
同外六件(山花秀雄君紹介)(第二四七七号)

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第二四七八号)
生活保護法の基準額引上げ等に関する請願外二件(淺沼稻次郎君紹介)(第二四七九号)
同(井堀繁雄君紹介)(第二四八〇号)
同外一件(石野久男君紹介)(第二四八一号)
同(原彪君紹介)(第二四八二号)
同(山花秀雄君紹介)(第二四八三号)
健康保険法に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二四八四号)
生活保護法に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二四八五号)
同(中村高一君紹介)(第二四八六号)
結核回復者の職及び住宅確保に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二四八七号)
同外一件(石野久男君紹介)(第二四八八号)

傷病手当の給付期間延長等に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二四八九号)
同(原彪君紹介)(第二四九〇号)
国民健康保険の改善に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二四九一号)
同(原彪君紹介)(第二四九二号)
後保施設の拡充等に関する請願(原彪君紹介)(第二四九三号)
同(山花秀雄君紹介)(第二四九四号)
国立病院等の給食費増額及び完全給食、看護基準の明確化に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二四九五号)
同(山花秀雄君紹介)(第二四九六号)
同(福田越夫君紹介)(第二四九七号)
結核回復者に対する公営住宅優先割当等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二四九八号)
健康保険法及び日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二四九九号)
作業療法の内容充実等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二五〇〇号)
社会保険診療報酬の改訂反対に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二五〇一号)
国立病院等の給食費増額及び看護設備改善に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二五〇二号)
結核後保施設策の恒久的制度確立に関する請願外一件(淺沼稻次郎君紹介)(第二五〇三号)
国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二五〇四号)
同(福田越夫君紹介)(第二五〇五号)

新医療体系案の内容改善に関する請願外一件(淺沼稻次郎君紹介)(第二五〇六号)

社会保険の診療制限撤廃に関する請願外二件(淺沼稻次郎君紹介)(第二五〇七号)
同(原彪君紹介)(第二五〇八号)
結核予防法に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二五〇九号)
同(原彪君紹介)(第二五一〇号)
社会保険の給付内容改善等に関する請願外一件(五十嵐吉藏君紹介)(第二五一一号)

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期間延長等に関する請願(石野久男君紹介)(第二五一二号)
基地周辺療養患者の保護に関する請願(石野久男君紹介)(第二五一一四号)
病院等の設備改善に関する請願(石野久男君紹介)(第二五一六号)
国民健康保険の療養給付費国庫補助増額に関する請願外一件(福田越夫君紹介)(第二五一一七号)
結核児童の療養に関する請願(福田越夫君紹介)(第二五一一八号)
国立療養所の入所費無料取扱範囲拡大に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二五一九号)
戦傷病療養者の保障に関する請願(福田越夫君紹介)(第二五二〇号)
国立病院等の燃料費増額に関する請願(福田越夫君紹介)(第二五二二号)

同(石野久男君紹介)(第二五二四号)
病院等の給食費増額及び監査強化に関する請願(石野久男君紹介)(第二五二五号)

同(石野久男君紹介)(第二五二七号)

同(石野久男君紹介)(第二五二八号)

同(石野久男君紹介)(第二五二九号)

同(石野久男君紹介)(第二五三〇号)

国立療養所の施設関係費増額に関する請願(福田超夫君紹介)(第二五二二号)

同(中村高一君紹介)(第二五二三号)生活保護法による長期入院者の扶助金引上げに関する請願(中村高一君紹介)(第二五二四号)

結核回復者寮の増設に関する請願(中村高一君紹介)(第二五二五号)結核回復者の優先雇用に関する請願外一件(中村高一君紹介)(第二五二六号)

同(山花秀雄君紹介)(第二五二七号)入院結核患者に期末扶助支給に関する請願(中村高一君紹介)(第二五二八号)

同(石野久男君紹介)(第二五二九号)社会保障費増額等に関する請願(中原健次君紹介)(第二五三〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
職業訓練法案(内閣提出第九三三号)

○森山委員長 これより会議を開きます。職業訓練法案を議題とし議事を進めます。本案についてはすでに質疑を終了しております。

自由民主党及び日本社会党共同提案にかかるとする修正案が提出されております。この際趣旨の説明を求めます。井堀繁雄君。

職業訓練法案に対する修正案
職業訓練法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十一条」を「第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条」を「第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十二条」を「第二十三条」に、「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第九条中「第十四条」を「第十五条」に改める。
第十一条第二項中「身体障害者職業訓練所において職業訓練」を「前項に規定する公共職業訓練」に改める。

第十二条を第十三条とし、以下第三十六条まで順次一条ずつ繰り下げ、第二章中第十一条の次に次の一条を加える。

(市町村等の行う職業訓練)

第十二条 市町村、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下この条において「市町村等」という。)が職業訓練を行う場合において、労働省令で定めるところにより労働大臣の認可を受けたときは、この法律の適用については、その職業訓練は、公共職業訓練とみなす。

2 前条第一項の規定は、市町村等が前項の認可を受けて行う求職者に対する職業訓練について準用する。
新第三十六条第一項中「第十三条」

を「第十四条」に改める。
新第二十二條第三項第二号中「第二十四條」を「第二十五條」に、同條第五項中「前項」を「第三項」に改める。

新第二十四條第三項中「第二十一条」を「第二十二條」に改める。
新第二十八條及び新第二十九條中「第二十四條」を「第二十五條」に改める。

新第三十條中第七項を第十一項とし、第四項から第六項までを次のように改める。
4 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。
6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。
8 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

9 特別委員は、議決に加わることができない。
10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

新第三十四條第二項中「第十五條」を「第十六條」に改める。
新第三十五條中「第二十一條」を「第二十二條」に、「第二十六條」を「第二十七條」に改める。
新第三十六條中「第四章」を「第二

章、第四章」に改める。
附則第四條中「第二十五條」を「第二十六條」に改める。

附則第五條第一項の労働基準法第七十條の改正規定中「第十四條第一項」を「第十五條第一項」に、「第十五條」を「第十六條」に改める。

附則第十條の労働省設置法第四條の改正規定に関する部分中「第四十七號」を「第四十八號」に、「次の三號」を「次の四號」に改め、第四十五號及び第四十六號をそれぞれ第四十六號及び第四十七號とし、第四十四號の次に次の一號を加える。

四十五 職業訓練法に基いて、市町村等が行う職業訓練に係る認可を行うこと。
附則第十三條の最低賃金法第八條第三號の改正規定中「第十四條」を「第十五條」に、「第十五條」を「第十六條」に改める。

○井堀委員 ただいま議題になっております職業訓練法案に対する自由民主党及び日本社会党の共同提案となっており修正案について趣旨を説明したいと存じます。

本案の修正案文につきましては、お手元に配付いたしております書類で御了承をいただきたいと思っておりますが、その要点を説明申し上げます。

本案の修正の要旨は、第十一条第二項の身体障害者の職業訓練を公共職業訓練とこれを改めまして、従来この種の職業訓練については手当を給するという規定がございますが、これを他の場合にも同様の規定を適用するという

公共職業訓練に関する規定でございます。次は第十二條第一項におきまして、市町村及び民法第三十四條の規定によりまして設立した法人、また法人である労働組合その他の営利を目的としない法人が、本法にいう職業訓練を行うことのできる規定を設けたのであります。

第三は、本制度を運営いたします重要な機関としての職業訓練審議会に関する機構の問題でありまして、この委員会の構成は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験者をもって構成いたすことになりました。その委員のうち労働者を代表する委員、及び事業主を代表する委員は同数であることを定めたのであります。

さらに特別委員会を設けることを定めまして、その特別委員には関係行政官庁の職員を労働大臣が任命することとしたし、この特別委員は議決に加わることができる規定を設けたのであります。

以上が本法案の改正の要旨でございます。他の部分は案文によって御了承願いたいと思っております。以上説明を終ります。(拍手)

○森山委員長 ただいまの修正案についての質疑はございませんか。別に御質疑もないようでありますから、本案及び本案に対する修正案を一括して討論に付します。——格別討論の通告もございませんので、これにて討論は終局いたしました。

まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

修正する。

修正する。

〔総員起立〕

○森山委員長 起立総員。よって本修正案は可決せられました。(拍手)
次に修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○森山委員長 起立総員。よって本案は修正議決されました。(拍手)
なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

暫時休憩いたします。

午前十一時四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

職業訓練法案(内閣提出第九三三号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局